

多久市定住促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市規則第 1 0 号

多久市定住促進条例施行規則の一部を改正する規則

多久市定住促進条例施行規則（平成 2 2 年多久市規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「中学生まで」を「住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づく転入の届出が完了している世帯であって、1 8 歳未満（当該申請年度の末日までに 1 8 歳に到達する者を含む。）」に、「4 0 歳」を「4 6 歳」に改め、同条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、同条第 9 号中「転入前 5 年以上」を「当該転入直前に連続して 2 年以上」に、「中学生以下」を「1 8 歳未満（当該申請年度の末日までに 1 8 歳に到達する者を含む。）」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 1 0 号中「、親元同居増改築補助金」を削り、「移住子育て世帯家賃補助金」の次に「、奨学金返還支援補助金」を加え、同号を同条第 9 号とし、同条中第 1 1 号を第 1 2 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

（1 0）奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成 1 5 年法律第 9 4 号）第 1 4 条第 1 項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金又はその他市長が認めたものをいう。

（1 1）大学等 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）又は専門職大学をいう。

第5条中「工事請負契約又は売買契約後から、新築住宅等に入居し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく届出」を「当該新築住宅等に係る表題登記又は所有権移転登記」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 建物の登記事項証明書の写し

第6条中「住宅取得後6月以内又はリフォーム工事請負契約の日まで」を「当該空き家の所有権移転登記が完了した後6月以内」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「リフォーム工事見積書の写し」を「工事費支払証明書又は領収書の写し」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3） 建物の登記事項証明書の写し

第7条を削る。

第8条第1項中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次年度以降の交付申請に係る添付書類は、その一部を省略することができる。

第8条第2項ただし書を削り、同条を第7条とする。

第9条中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次年度以降の交付申請に係る添付書類は、その一部を省略することができる。

第9条に次の2項を加える。

2 交付申請は、補助金交付期間の初年度の交付申請を除き、毎年度4月に行うものとする。

3 補助金交付期間内に第1項に掲げる書類に変更が生じた場合は、速やかに市長に届出なければならない。

第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（奨学金返還支援補助金の交付申請）

第9条 奨学金返還支援補助金の交付を受けようとする者は、奨学金返還支援

補助金交付申請書（様式第５号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次年度以降の交付申請に係る添付書類は、その一部を省略することができる。

- （１） 住民票抄本
- （２） 大学等が発行する卒業を証明する書類、退学証明書、在籍証明書等
- （３） 奨学金の貸与額及び返還予定額が確認できる書類
- （４） 就業が確認できる書類
- （５） 他制度による助成額が確認できる書類
- （６） 納税証明書
- （７） 市民税等の調査に係る同意書
- （８） 誓約書
- （９） その他市長が必要と認める書類

２ 交付申請は、補助金交付期間の初年度の交付申請を除き、毎年度４月に行うものとする。

３ 補助金交付期間内に第１項に掲げる書類に変更が生じた場合は、速やかに市長に届出なければならない。

第１１条ただし書を削る。

第１２条中「届出」の次に「、表題登記又は所有権移転登記」を加え、「ときは」を「後７月以内に」に、「様式第１０号」を「様式第９号」に改める。

第１３条中「住宅の取得又はリフォーム工事」を「所有権移転登記」に、「ときは」を「後７月以内に」に、「様式第１１号」を「様式第１０号」に改め、同条第３号を次のように改める。

（３）建物の登記事項証明書の写し

第１４条中「様式第１２号」を「様式第１１号」に改める。

第１５条中「様式第１３号」を「様式第１２号」に改める。

第１６条中「様式第１４号」を「様式第１３号」に改める。

第１７条を削る。

第１８条第１項中「様式第１４号」を「様式第１３号」に改め、同条第２項中「様式第１３号」を「様式第１２号」に改め、同条を第１７条とし、同条の

次に次の１条を加える。

（奨学金返還支援補助金の交付請求等）

第１８条 奨学金返還支援補助金の申請者は、毎年度３月末までに定住促進奨励金・補助金交付請求書（様式第１３号）に奨学金の返還の事実を証明する書類を添付し、市長に提出するものとする。

２ 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、定住促進奨励金・補助金確定通知書（様式第１２号）により通知するものとする。

第２０条に次の１項を加える。

２ 子育て・若者世帯定住奨励金において、交付申請日から３年未満に転出した場合は、奨励金の全額を、３年以上５年以内に転出した場合は、奨励金の半額の返還を命ずるものとする。ただし、災害による対象住宅の滅失、転勤等による一時的な転出、その他相当の理由があると市長が認めた場合を除く。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

交付対象要件

事業名	奨励金等	住宅・造成要件	対象者要件
定住奨励事業	子育て・若者世帯定住奨励金	(１) 専ら人が居住の用に供する部分の床面積が６０平方メートルを超える新築住宅等であること。 (２) 当該新築住宅等の取得価格（中古住宅の場合は、取得後６月以内の増改築費用も含む。）が５００万円以上であること。	新築住宅等の登記名義人（登記名義人が共有名義の場合は、その代表者）。ただし、条例の規定により過去に定住奨励事業に係る奨励金の交付を受けた者は除く。
	空き家バ	空き家バンクに登録され	新築住宅等の登記名義人

	ンク利活 用補助金	ている中古住宅を取得し、 所有権移転登記が完了して いること。	（登記名義人が共有名義の 場合は、その代表者）。ただ し、条例の規定により過去に 定住奨励事業に係る奨励金 の交付を受けた者は除く。
新婚世 帯家賃 補助事 業	新婚世帯 家賃補助 金	多久市内の民間賃貸住宅 であること。	（１） 新婚世帯で当該民間 賃貸住宅の所在地に住民 登録している世帯 （２） 公的制度による家賃 助成を受けていない世帯
移住子 育て世 帯家賃 補助事 業	移住子育 て世帯家 賃補助金	多久市内の民間賃貸住宅 であること。	（１） 移住子育て世帯で当 該民間賃貸住宅の所在地 に住民登録している世帯 （２） 公的制度による家賃 助成を受けていない世帯
奨学金 返還支 援補助 事業	奨学金返 還支援補 助金		（１） 大学等に進学し、在学 している期間に奨学金の 貸与を受け、奨学金を返還 している者 （２） ２９歳未満（当該申請 年度末日までに２９歳に 到達する者を含む。）で就 業している者 （３） 本市の住民基本台帳 に記録され、かつ生活の拠 点が本市にあり、申請時か ら１０年以上市内に居住 する意思がある者

宅地造成 支援補助 事業	宅地造成 支援補助 金	(1) 多久市内で新たに一戸建て分譲用地の宅地開発をする事業者が行う事業であること。 (2) 1区画165平方メートル以上であり、5区画以上での造成事業であること。	
--------------------	-------------------	--	--

別表第2（第4条関係）

奨励金等の額及び期間

定住奨励事業	子育て・若者世帯定住奨励金	(1) 次に掲げる額を合算した額とする。 ア 100万円 イ 申請日現在において、過去1年以内に市内に転入し、当該転入直前に連続して2年以上市外に居住していた者が市内に新築住宅等を取得した場合は、1世帯につき30万円 ウ 市内業者から取得した新築住宅又は市内業者が行った200万円以上の増改築の場合は、住宅1戸につき10万円 エ 同居する18歳未満（当該申請年度末日までに18歳に到達する者を含む。）の子の数に10万円を乗じて得た額 (2) 前号の規定にかかわらず、公共事業に係る補償費等（住宅に係る部分に限る。以下同じ。）を受けた者の奨励金の額は、前号により算出した額から当該補償費等を差し引いた額を限度とする。	
	空き家バ	(1) 次に掲げる額を合算した額とする。ただし、その額	

	ンク補助金	が 50 万円を超える場合は、50 万円を限度とする。 ア 空き家バンクに登録されている中古住宅を取得した額に 2 分の 1 を乗じて得た額（算出した額に 1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）。 ただし、その額が 30 万円を超える場合は、30 万円を限度とする。 イ 市内業者が行ったリフォーム工事に要した費用（増改築等に係る他の公的助成を受けた場合は当該補助金等を差し引いた額）に 2 分の 1 を乗じて得た額（算出した額に 1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、その額が 10 万円を超える場合は、10 万円を限度とする。 ウ 申請者が、購入した中古住宅の所在地に実績報告までに住民基本台帳に記録された場合、定住加算として 20 万円
新婚世帯家賃補助事業	新婚世帯家賃補助金	(1) 補助金額（月額） 家賃額から事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する全ての住宅手当の月額を控除した実質家賃負担額に 2 分の 1 を乗じて得た額（算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、その額が 1 万円を超える場合は、1 万円を限度とする。 (2) 補助金交付期間 初年度の交付決定の月から起算して 48 月を限度とする。ただし、交付対象要件を満たさなくなったとき（夫婦そろっての市外転出又は夫婦いずれか一方の住所移転若しくは離婚を含む。）は、当該事由が発生した月分の家賃までとする。
移住子育て世帯	移住子育て世帯家賃補助金	(1) 補助金額（月額） 家賃額から事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する全ての住宅手当の

帯家賃 補助事 業	賃補助金	月額を控除した実質家賃負担額に 2 分の 1 を乗じて得た額（算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、その額が 1 万円を超える場合は、1 万円を限度とする。 (2) 補助金交付期間 初年度の交付決定の月から起算して 4 8 月を限度とする。ただし、交付対象要件を満たさなくなったとき（世帯全員の市外転出又は 1 8 歳未満（ただし、申請日の属する年度内に 1 8 歳となった者を含む）の子を有しなくなったときを含む。）は、当該事由が発生した月分の家賃までとする。
奨学金 返還支 援補助 事業	奨学金返 還支援補 助金	(1) 補助金額 交付申請日以降から当該年度末までに返還した奨学金の返還額の合計（国、県その他地方公共団体等から同様の補助金等を受けた者にあつては、返還した奨学金の返還額から国、県その他地方公共団体等から受けた同様の補助金等を差し引いた額）に 2 分の 1 を乗じて得た額（算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、その額が 1 2 万円を超える場合は、1 2 万円を限度とする。 (2) 補助金交付期間 初年度の交付決定の月から起算して 1 2 0 月を限度とする。ただし、交付対象要件を満たさなくなったときは、当該事由が発生した月分までとし、再度交付対象要件を満たした場合は、1 2 0 月より従前に交付された月数を差し引いた月を交付期間とする。
宅地造 成支援 補助事 業	宅地造成 支援補助 金	(1) 分譲用宅地の区画数に 2 0 万円を乗じた額とする。ただし、その額が 2 0 0 万円を超える場合は、2 0 0 万円を限度とする。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

別紙

様式第 3 号を削り、様式第 4 号中「様式第 4 号（第 8 条関係）」を「様式第 3 号（様式第 7 条関係）」に、「第 8 条」を「第 7 条」に、「添付書類は不要」を「添付書類（住居手当証明書は除く）は不要」に改め、同様式を様式第 3 号とし、様式第 5 号中「様式第 5 号（第 9 条関係）」を「様式第 4 号（第 8 条関係）」に、「第 9 条」を「第 8 条」に、「添付書類は不要」を「添付書類（住居手当証明書は除く）は不要」に改め、同様式を様式第 4 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

別紙

様式第 9 号を削り、様式第 10 号を様式第 9 号とし、様式第 11 号中「10 入 居 日 年 月 日」を「10 住民票異動日 年 月 日・住民票を異動しない」に、「□工事支払証明書又は領収書の写し」を「□建物の登記事項証明書の写し」に改め、同様式を様式第 10 号とし、様式第 12 号を様式第 11 号とし、様式第 13 号中「様式第 13 号（第 15 条関係）」を「様式第 12 号（第 15 条、第 17 条、第 18 条関係）」に、「多久市定住促進条例施行規則第 15 条」を「多久市定住促進条例施行規則第 条」に改め、同様式を様式第 12 号とし、様式第 14 号中「様式第 14 号（第 16 条関係）」を「様式第 13 号（第 16 条、第 17 条、第 18 条関係）」に、「多久市定住促進条例施行規則第 16 条」を「多久市定住促進条例施行規則第 条」に改め、同様式を様式第 13 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の多久市定住促進条例施行規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に申請された奨励金等に適用し、同日前に申請された奨励金等については、なお従前の例による。

年 月 日

多久市長 様

申請者 現住所
氏 名
電 話

年度 多久市子育て・若者世帯定住奨励金交付申請書

多久市定住促進条例施行規則第 5 条の規定により、 年度多久市子育て・若者世帯定住奨励金の交付を申請します。

なお、本申請に際し、多久市定住促進条例第 3 条に規定されている市税等の納付状況を調査されることについて同意します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 取得予定住宅の所在地 多久市 多久町 番地
- 3 住宅の取得(予定)価格 円
- 4 契 約 日 年 月 日 (相手方)
- 5 住宅の種類 新築 ・ 中古 専用住宅 ・ 併用住宅
- 6 住宅の床面積 m² (併用の場合、うち住宅部分 m²)
- 7 所 有 関 係 単独名義(申請者) ・ 共有名義
(共有者氏名)
(申請者との続柄)
(共 有 持 分)
- 8 入居(予定)日 年 月 日
- 9 家族構成(同居予定)

氏名	生年月日	続柄	氏名	生年月日	続柄
		本人			

- 10 多久市に以前住んでいましたか？(現住所または居住開始前の住所が、多久市以外の方のみ記入)
- は い (最後に多久市から転出した時期 年 月頃)
- いいえ

《添付書類》

☐位置図(付近見取図) ☐各階平面図 ☐建築に係る契約書又は売買契約書の写し

☐建物の登記事項証明書の写し

※お預かりしました個人情報は、定住奨励金に係る審査のみに利用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

年 月 日

多久市長 様

申請者 現住所
氏 名
電 話

年度 多久市空き家バンク利活用補助金交付申請書

多久市定住促進条例施行規則第 6 条の規定により、 年度多久市空き家バンク利活用補助金の交付を申請します。

なお、本申請に際し、多久市定住促進条例第3条に規定されている市税等の納付状況を調査されることについて同意します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 住宅の所在地 多久市 多久町 番地
- 3 取得予定価格 円
- 4 工事予定価格 円
- 5 工 事 内 容 ()
- 6 工事契約予定日 年 月 日 (相手方)
年 月 日 (相手方)
- 7 住宅の種類 専用住宅 ・ 併用住宅
- 8 住宅の床面積 m² (併用の場合、うち住宅部分 m²)
- 9 売買契約日 年 月 日
- 10 所 有 関 係 申請者単独名義 ・ 共有名義
(共有者氏名)
(申請者との続柄)
(共有持分)
- 11 住民票異動(予定)日 年 月 日 ・ 住民票を異動しない
- 12 家族構成(同居予定)

氏名	生年月日	続柄	氏名	生年月日	続柄
		本人			

《添付書類》

- ☐位置図(付近見取図) ☐売買契約書の写し ☐建物の登記事項証明書の写し
☐工事費支払証明書又は領収書の写し

※お預かりしました個人情報、定住奨励金に係る審査のみに利用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

年 月 日

多久市長 様

申請者 現住所
氏 名
電 話

年度多久市奨学金返還支援補助金交付申請書（新規・更新）

多久市定住促進条例施行規則第9条の規定により 年度多久市奨学金返還支援補助金を申請します。

記

1 交付申請額 円 (E)

2 交付対象者	生年月日	年 月 日
	勤務先名称	
	勤務先所在地	
	大学等名称	学部・学科等
	卒業・修了時期	年 月 日
3 奨学金	借入先機関名称	
	借入期間	年 月 から 年 月 まで
	返還予定額	毎月 円 / 総額 円
	返還開始日	年 月 ～
4 申請の対象期間	年 月 ～ 年 月	
5 今年度申請期間	年 月 ～ 年 月	(か月) (A)
6 他制度による奨学金返還助成額	助成額 円 (助成機関：) (B)	
7 返還額	(円 - (B)) × 1 / 2 × (A) = 円 (C)	
	補助上限額 120,000円 (D)	
	(C) と (D) を比較し、少ない方の額 円 (E)	
確認欄	☐ 大学等に進学し、在学している期間に奨学金の貸与を受けたこと。 ☐ 初回申請年度 4 月 1 日時点で満 29 歳未満であること。 ☐ 就業していること。	

《添付書類》
☐ 住民票抄本 ☐ 大学等が発行している卒業を証明する書類、退学証明書、在籍証明書等
☐ 奨学金の貸与額、返還額が確認できる書類 ☐ 就業が証明できる書類 ☐ 市税等の調査に係る同意書
☐ 他制度による助成額が確認できる書類 ☐ 納税証明書（完納証明又は課税がない証明） ☐ 誓約書
※更新申請の場合は、添付書類（就業が証明できる書類、他制度による助成額が確認できる書類は除く）は不要です。
※お預かりしました個人情報、補助金に係る審査のみに利用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。